

産 商 商 第 290 号

平 成 16 年 2 月 23 日

中央三井信託銀行株式会社  
代表取締役 古沢 熙一郎 様

京都市長 梶 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年6月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

## 記

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー桂南店  
京都市南区久世上久世町485他

### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

### 3 付帯意見

今後は，法第10条に規定するところにより，また，周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっても，周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い，当該大規模小売店舗を維持及び運営するように留意することが望まれます。



## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日17,509台、休日18,044台（平成11年度交通センサス、観測地点番号7015（南区久世上久世町））である市道久世梅津北野線（桂川街道）に面しており、都市計画上の準住居地域及び第1種住居地域に立地している。

周辺地域の状況は、北側は低層住宅、集合住宅等、東側は市道久世梅津北野線（桂川街道）を隔てて事業所、店舗、駐車場等、南側は道路及び新川を隔てて低層住宅、農耕地等、西側は高架式の新幹線線路を隔てて低層住宅、店舗、事業所等が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、自動車以外の交通機関の利便性への要望等に対する意見が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間及び夜間の等価騒音レベルの値及び夜間の騒音レベルの最大値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されること、また、午後9時30分以降の駐車場の利用制限を行った場合の駐車場の収容台数を予測利用台数が下回ることから、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されることから、いずれも収容台数に不足が生じる恐れはないと考える。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間及び夜間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が27%であり、変更に伴い等価騒音レベルが1.0dB上昇するものの、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。夜間の騒音レベルの最大値についても、午後9時30分以降、平面及び屋上駐車場の利用制限を行うことにより、予測によれば規制基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。